

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が環境基本計画等に基づき、地球温暖化防止に向けて、住宅用再生可能エネルギー設備等の設置支援、公共施設への太陽光発電設備の導入等、温室効果ガスの削減に有効な再生可能エネルギーの普及促進に意欲的に取り組んでいる中、固定価格買取制度の下での事業用太陽光発電設備の急速な普及拡大に伴い、事業区域周辺において生活環境、自然環境及び景観の保全に支障を来す事例が生じていることから、太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定め、市及び事業者の責務を明らかにすることにより、事業者と近隣関係者の相互理解の下に、事業区域周辺の災害の防止並びに良好な生活環境、豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図り、もって調和のとれた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光をエネルギー源として電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物でないもので、土地に自立して設置するものに限る。）及びその附属設備をいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成及び立竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 設置した発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行い、又は行おうとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物の所有者、管理者又は占有者

イ 事業区域の土地の境界線から10メートルの範囲内の土地又は当該土地に存する建築物の所有者、管理者又は占有者（アに掲げる者を除く。）

ウ その他設置事業又は発電事業により、ア又はイに掲げる者と同程度の影響を受けると市長が認める者

（市の責務）

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、事業区域周辺の災害の防止、良好な生活環境の維持、豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全並びに近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

（適用する設置事業及び発電事業）

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上（第8条第1項各号に掲げる区域に設置する場合は、10キロワット以上）の設置事業及び発電事業に適用する。

（標識の設置及び近隣関係者への説明）

第6条 事業者は、設置事業を施行しようとするときは、規則で定めるところにより、当該設置事業に係る計画の概要を記載した標識を事業区域内の道路沿い等の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識を設置したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

3 事業者は、近隣関係者から設置事業又は発電事業について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。ただし、近隣関係者の事情その他の事業者の責めに帰することのできない理由により事業者が説明を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（事業計画の届出）

第7条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置した日から20日以上経過した日から設置事業に着手する日の前日までの間に、規則で定めるとこ

ろにより、当該設置事業に係る次に掲げる事項を市長に届け出なければならぬ。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 発電事業の開始予定日
- (5) 発電出力
- (6) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたとき又は設置事業を中止するときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならぬ。

（自粛を要請する区域）

第8条 市長は、次に掲げる区域において設置事業が計画された場合に、災害を防止するため必要があると認めるとき、又は良好な生活環境の維持、豊かな自然環境若しくは魅力ある景観の保全上支障があると認めるときは、事業者に対して当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地
- (2) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第3条第2項に規定する指定斜面林
- (3) 我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）第11条に規定する特定地区

2 事業者は、前項の規定による要請を受けたときは、設置事業を行わないよう検討し、その結果を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（災害及び事故の防止等）

第9条 事業者は、発電設備の設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 雨水等による土砂の流出、崖崩れその他の災害の防止並びに発電設備及び事業区域内の安全管理に関する措置を講ずること。
- (2) 太陽光パネル及びその架台を台風又は強風に耐えることができる構造とし、事業区域周辺に被害が生じないようにすること。
- (3) 事業区域内においては、除草を行う等環境を整備すること。
- (4) 設置事業の完了後から発電事業を終了し、設備を撤去するまでの間、近隣関係者に周知するため、発電設備の管理者に係る規則で定める情報を事業区域内の道路沿い等の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 設置行為及び設置した発電設備の安全管理に関し、事故又は近隣関係者との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。
- (6) 設置した発電設備を廃止するときは、責任をもって当該発電設備を撤去すること。

(指導又は助言)

第10条 市長は、発電設備の設置又は管理に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 事業者は、前項の指導又は助言を受けたときは、その処理の状況を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に着手する設置事業については、適用しない。

(事業計画の届出に関する特例)

3 施行日から平成29年6月30日までの間に設置事業に着手する事業者に係る第7条第1項の規定による届出の期間は、同項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により標識を設置した日から設置事業に着手する時までの間とする。